

【ご利用方法】

「ゆずりたい」場合

- 1) ゆずりたい物についてご連絡ください。詳細等をお伺いいたします。
- 2) 後日、ゆずりたい物を市社協窓口にお持ちいただき、ホームページ上の申込用紙を提出していただきます。
- 3) 申込み受付後、当ホームページのリユース品一覧表に掲載いたします。

「ゆずってほしい」場合

1. 希望のリユース品が登録されている場合

- 1) リユース品一覧表をご覧ください、市社協まで希望のリユース品の登録番号をご連絡ください。
- 2) 後日、市社協窓口までお越しいただき、リユース品の実物をご確認後、ホームページ上の申込用紙を提出していただきます。

2. 希望のリユース品が登録されていない場合

- 1) ホームページ上の申込用紙に記入の上、市社協にご提出ください。
- 2) 申込用紙に記載いただいたリユース品が登録されましたら、市社協からご連絡いたします。

【ご利用時の注意事項】

1. ホームページ上では、リユース品の情報のみを掲載いたします。
2. リユース品は、衛生面・安全面の観点から、製造後おおむね10年以内のものを対象とします。但し、リユース品の状態によっては、登録をお断りする場合があります。
3. リユース品の運搬又は利用中の事故に伴う損害については、市社協では一切の責任を負いません。
4. 営利を目的とする場合の情報掲載は行いません。

【子育てゆずりあい事業 Q&A】

Q. ゆずりたい物に傷や汚れがありますが、登録できますか？

A. 傷や汚れの程度によりますが、製造からおおむね 10 年以内の物で、使用できる状態であれば登録可能です。但し、衛生面・安全面の観点から、現物を確認した上での判断となりますのでご了承ください。

Q. ゆずってもらった物（以下「リユース品」という。）が壊れたのですが、どうしたらいいですか？

A. リユース品の運搬又は利用中に破損した場合は、市社協では一切の責任を負いかねます。不要となったリユース品は、ゆずり受けた方の責任で処分してください。

Q. ゆずりたい物はどんな物でも登録可能ですか？

A. ゆずりたい物は、基本的に①チャイルドシート、②ベビーベッド、③ベビーカーを対象としていますが、これと類似した物や需要が高い子育て用品（おもちゃや消耗品は除く）は登録可能です。

Q. 有料でゆずりたいのですが、登録できますか？

A. 申し訳ございませんが、本会の子育て支援ゆずりあい事業では有料での登録は行っておりません。

Q. リユース品が、不要になったので返却してもいいですか？

A. 申し訳ございませんが、リユース品の返却は受付けておりません。状態が良好であれば、「ゆずりたい」側で再度ご登録をお願いします。